

武蔵野市介護サービス事業者 各位

武蔵野市長 邑上 守正

介護報酬改定に伴う契約書、重要事項説明書について（お願い）

春暖の候、ますますご清栄のことと存じます。

日頃より、武蔵野市の介護保険行政及び高齢者福祉行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度平成 26 年 4 月 1 日介護報酬改定に伴い、平成 26 年 1 月 23 日付 25 武健高第 15935 号「平成 26 年度介護報酬改定について（情報提供）」において周知したところですが、改めて契約書・重要事項説明書の内容を変更する場合の取り扱いについて、下記のとおりといたします。

記

1. 介護報酬改定に伴う契約書、重要事項説明書について

通常、契約書・重要事項説明書の内容を変更する場合は、再契約等を行う必要がありますが、今回（平成 26 年度）の介護報酬改定に伴う変更については、再契約等の必要はありません。

①平成 26 年 3 月 31 日以前に契約済みの継続利用者

利用者・家族に対する周知等は必要となりますので、できるだけ文書によって、丁寧に説明してください（説明時に使用した資料等は、別途保管をお願いします。）。

②平成 26 年 4 月 1 日以降に契約する利用者

新しい重要事項説明書を使って説明し、同意を得てください。

2. 介護報酬以外の料金変更について

消費税率 8%への引上げに伴い、介護報酬以外の料金（例えば、認知症対応型共同生活介護の「食材料費」）を変更する場合についても、再契約の必要はありませんが、利用者・家族に対して、積算根拠（消費税引上げ転嫁分）を明らかにし、文書によって丁寧に説明してください（説明時に使用した資料等は、別途保管をお願いします。）。

3. 掲示物について

運営基準上、運営規定の概要等の掲示をお願いしていますが、今回の報酬改定に合わせ、掲示物についても変更してください。